

「横浜市の小児医療費助成事業に係る助成内容等一部変更について」

横浜市が実施する小児医療費助成事業について、令和3年4月診療分（5月提出分）から次のとおり、助成内容等の一部変更があります。

【1 変更内容】

- (1) 1、2歳児の所得制限がなくなります。
- (2) 保護者の方の所得が基準額以上の1、2歳児については、通院1回につき500円（500円に満たない場合はその額）まで患者一部負担金の徴収を行います。（500円を超える額については横浜市から助成されます。）
（ただし、一部の患者については、患者一部負担金の徴収対象外となります。詳細については、【3 患者一部負担金】の項をご覧ください。）

【2 対象医療機関等】

神奈川県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

【3 患者一部負担金】

- (1) 通院1回につき500円（500円に満たない場合はその額）を徴収
- (2) 次の場合については、患者一部負担金の徴収対象外
 - ① 入院の場合
 - ② 保険薬局における調剤の場合
 - ③ 0歳及び3歳～小学3年生
 - ④ 1、2歳児のうち、保護者の方の所得が基準額未満の場合
 - ⑤ 小学4年生～中学3年生のうち、保護者の方の市民税が非課税の場合
- (3) 月額上限額の設定は無し

◎ 拡大に伴う変更点一覧

令和3年3月診療分まで			令和3年4月診療分から										
		0～小学3年生	小学4～6年生	中学1～3年生	年齢等	0歳	1歳～2歳	3歳～3年生	小学4～中学3年生				
医科	入院	全額助成	全額助成	全額助成	保護者所得等	全額助成							
	外来	全額助成	通院1回 500円負担	通院1回 500円負担									
歯科	全額助成	通院1回 500円負担	通院1回 500円負担	所得基準額未満						全額助成			通院1回 500円負担 (入院・調剤は負担なし)
調剤	全額助成	全額助成	全額助成	所得基準額以上						通院1回 500円負担 (入院・調剤は負担なし)			対象外 (未就学児2割負担、小学1年以上3割負担)
訪問	全額助成	通院1回 500円負担	通院1回 500円負担										

◎ 小児医療証について

- ・患者一部負担金の対象者には、現行と同様、医療証に「通院1回につき500円※入院・調剤には一部負担金なし」と記載されます。
- ・新規の対象者に対する医療証の交付は令和3年3月の予定とされています。